

雇用保険二事業		
名称	雇用安定事業	能力開発事業
委託	政府は、雇用安定事業の一部を 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 に行わせるものとする	政府は、能力開発事業の一部を 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 に行わせるものとする
対象事業	<p>政府は、被保険者等(被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者)に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる</p> <p>①景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させる事業主その他の労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと (例) 雇用調整助成金の支給</p> <p>②離職を余儀なくされる労働者に対して、求職活動をするための休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと (例) 労働移動支援助成金(求職活動等支給付金・再就職支援助成金)の支給</p> <p>③定年の引上げ、継続雇用制度の導入、高年齢者就業確保措置の実施等により高年齢者の雇用を延長し、又は高年齢者等に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと (例) 65歳超雇用推進助成金の支給</p> <p>④「同意地域高年齢者就業機会確保計画」に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する事業のうち雇用の安定に係るものを行うこと</p> <p>⑤雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により、新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと (例) 地域雇用開発促進助成金の支給</p> <p>⑥障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であって、省令で定めるものを行うこと (例) 特定求職者雇用開発助成金の支給</p>	<p>政府は、被保険者等(被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者)に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる</p> <p>①職業能力開発促進法に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、認定職業訓練その他当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと並びに当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと</p> <p>②公共職業能力開発施設または職業能力開発総合大学校を設置し、又は運営すること、職業能力開発促進法に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと</p> <p>③求職者及び退職を予定する者に対して、職業講習並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること</p> <p>④職業能力開発促進法に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと</p> <p>⑤職業訓練又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主に対して、必要な助成を行うこと</p> <p>⑥キャリアコンサルティングの機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うこと</p> <p>⑦技能検定の実施に要する経費の負担、技能検定を行う法人その他の団体に対して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと及び技能検定を促進するために必要な援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと</p> <p>⑦「同意地域高年齢者就業機会確保計画」に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと</p> <p>⑧①～⑦のほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であって、省令で定めるものを行うこと (例) 人材開発支援助成金 (雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能を修得させるための職業訓練等を受講させる事業主等に対して助成するもの)</p>
就職支援法事業	政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、 能力開発事業 として、特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する 認定職業訓練 を行う者に対して、 助成 を行うこと及び特定求職者に対して、 職業訓練受講給付金 を支給することができる。	
事業等の利用	雇用安定事業及び能力開発事業の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、 被保険者等以外の者 に利用させることができる	